

明和町木造住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱

制定 平成23年1月1日

(目的)

第1条 この告示は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、耐震改修を実施する者に予算の範囲内で補助金を交付することについて、明和町補助金等に関する規則（昭和56年明和村規則第14号）に定めるもののほか必要な事項を定め、地震に対する木造住宅の耐震性の向上を図り、震災に強いまちづくりの推進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国土交通省住宅局建築指導課監修一般財団法人日本建築防災協会発行）に基づく、一般診断法をいう。
- (2) 精密診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国土交通省住宅局建築指導課監修一般財団法人日本建築防災協会発行）に基づく、精密診断法をいう。
- (3) 耐震診断 一般診断及び精密診断をいう。
- (4) 耐震補強設計 精密診断を行ったうえで「倒壊しない又は一応倒壊しない（上部構造評点1.0以上）」となるように補強する設計をいう。
- (5) 耐震補強工事 耐震補強設計に基づき行う工事をいう。

(補助の対象者)

第3条 耐震改修の補助金を受けることができる者は次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象の住宅を町内に所有している者
- (2) 町税の滞納をしていない者
- (3) これまでにこの要綱による補助の交付を受けていない者

(補助対象の住宅)

第4条 対象となる住宅は、次のすべてに該当する一戸建て住宅又は併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上のもの）とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工したもの
- (2) 在来軸組工法で建築した階数2以下のもの
- (3) 耐震診断の結果改修の必要があると診断されたもの

(補助対象の耐震改修)

第5条 補助の対象となる耐震改修は、次のすべてに該当するものとする。

- (1) 耐震補強設計に基づき耐震補強工事を行うもの
ただし、耐震補強設計は建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士で次のいずれかに該当する者が行うこと
ア 一般社団法人群馬県建築士事務所協会の木造住宅耐震診断調査資格者
イ 一般社団法人群馬県建築士事務所協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」受講修了者
- (2) 耐震補強工事を、邑楽郡及び館林市内に本店、支店、営業所又は事務所を有する施工業者に発注するもの

(耐震改修の補助金交付額)

第6条 耐震改修に対する補助額は、別表に掲げる額とする。ただし、その額に1,000

円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 耐震改修補助事業の補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修補助事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 耐震補強工事の設計図書
- (3) 耐震改修(精密診断、耐震補強設計、耐震補強工事及び工事監理)に要する費用見積書等の写し
- (4) 建築確認済証の写し(耐震補強工事により建築確認が必要な場合に限る。)
- (5) 耐震診断の結果
- (6) 耐震補強設計、工事監理を行う者の資格を証明する書類の写し
- (7) その他町長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類、及び現地調査等に基づく審査を行い、耐震改修補助事業の補助金の交付決定をしたときは、速やかに耐震改修補助事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更又は中止)

第9条 前条の規定により耐震改修補助事業の補助金の交付決定を受けた者(以下「決定者」という)が、耐震改修補助事業内容を変更しようとするときは、耐震改修補助事業補助金交付決定変更申請書(別記様式第3号)に、変更する耐震改修補助事業内容を確認することができる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助金交付決定変更申請に基づく補助金額の変更を認めるときは、耐震改修補助事業補助金交付決定変更承認通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 決定者が、事情により耐震改修を中止するときは、耐震改修補助事業中止届(別記様式第5号)を町長に届け出なければならない。

(完了の報告)

第10条 決定者は、耐震補強工事が完了したときは、速やかに耐震改修補助事業完了報告書(別記様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 耐震改修内訳書(別記様式第7号)
- (2) 耐震改修(精密診断、耐震補強設計、耐震補強工事及び工事監理(内訳明細書を含む。))に係る契約書の写し
- (3) 耐震改修(精密診断、耐震補強設計、耐震補強工事及び工事監理)に要した費用の領収書の写し
- (4) 耐震補強工事前、工事中及び工事後の写真
- (5) 検査済証の写し(耐震補強工事により建築確認を要した場合に限る。)
- (6) 補助金支払請求書(別記様式第8号)
- (7) 建築士法(昭和25年法律第202号)第20条第3項に規定する工事管理報告書の写し
- (8) 耐震改修工事後の耐震診断結果の写し(申請時と異なる場合)
- (9) その他町長が必要と認めた書類

2 前項の規定による報告書は、耐震改修の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 2 月末日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、特別の事情があつて町長がやむを得ないと認めたときは、当該年度の 3 月末日まで延期を認めることができる。

(補助金の交付)

第 11 条 町長は、前条の第 1 項の規定に基づき完了の報告を受けたときは、当該報告書に係る書類等の内容を確認し補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第 12 条 町長は、決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け又は受けようとしたとき
- (2) 補助金を目的外に使用したとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、木造住宅耐震改修補助事業補助金返還命令書（別記様式 10 号）により、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(申請者に対する指導及び助言)

第 13 条 町長は、耐震改修の補助金の交付を受けようとする者に対して、耐震性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

附 則

この告示は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

補助金交付額及び限度額
精密診断、耐震補強設計、耐震補強工事及び工事監理に要する費用の 1 / 2 以内とし、80 万円を限度とする。